

一般処方名加算について

◆患者様へのお願い◆

当院では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。そのなかで、当院では後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく薬剤の成分を元にした**一般名処方**(※)を行う場合があります。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

2024 年 10 月より、医療上の必要があると認められず、患者様のご希望で**長期収載品**(※)を処方した場合は、後発医薬品との差額の一部(後発品最高価格帯の差額の 4 分の 1 の金額)が**選定療養**(※)として、患者様の自己負担となります。選定療養は保険給付ではない為、公費も適応にはなりません。選定療養は薬局でのお支払いとなります。

※長期収載品とは

後発品のある先発医薬品で、後発品収載から 5 年経過しているものや、後発品置換え率が 50%以上のものなど要件に合った品目です。対象医薬品リストは厚生労働省ホームページで公表されています。

※選定療養とは

保険診療と保険外診療を合わせて行うことができるようにした制度の一つで、保険外診療にあたります。公費を使用している方も、別途料金が発生します。

一般名処方について、ご不明な点等ありましたら当院職員までご相談ください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。